

国・他の都道府県における犯罪被害者等支援に関する計画の概要（1/2）

策定の主体	国	神奈川県	埼玉県	東京都
条例施行時期	—	平成21年4月	平成30年3月	令和2年4月
計画の名称	第4次犯罪被害者等基本計画	第3期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画 ～犯罪被害者等を温かく支える地域社会を目指して～	埼玉県犯罪被害者等支援に関する指針 ～犯罪被害者等が再び平穏な生活を営める社会の実現を目指して～	第4期東京都犯罪被害者等支援計画 ～関係機関の連携強化による支援の充実～
計画策定期間	令和3年3月	平成31年3月	平成31年4月	令和3年2月
計画の期間	令和3年度～令和7年度（5年）	平成31年度～令和5年度（5年） 必要に応じて見直し	期間の定めなし 必要に応じて見直し	令和3年度～令和7年度（5年） 必要に応じて見直し
法律又は条例に掲げている基本理念	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。</li> <li>2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。</li> <li>3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪被害者等支援は、すべての犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重され、及び犯罪被害者等が犯罪等により壊された日常生活を早期に回復できるよう犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援が途切れることなく提供されることを旨として推進されなければならない。</li> <li>2 犯罪被害者等支援は、すべての県民が犯罪被害者等を共に生きる地域社会の一員として尊重し、犯罪被害者等の置かれている状況についての理解を深め、及び二次被害が生じることのないよう十分配慮して、それぞれの立場における自発的な取組を行うことができるよう推進されなければならない。</li> <li>3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な日常生活を営むことができるようになるまでの間において様々な支援が必要であることを踏まえ、県、県民等及び市町村が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。</li> <li>2 犯罪被害者等支援は、被害の状況及び原因、二次的被害の状況等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に推進されなければならない。</li> <li>3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けることができるように推進されなければならない。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。</li> <li>2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者が受けた被害の特性及び原因、二次的被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次的被害が生じることのないよう十分配慮して推進されなければならない。</li> <li>3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。</li> <li>4 犯罪被害者等支援は、国、都、区市町村（特別区及び市町村をいう。以下同じ。）、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。</li> </ol>
支援推進計画上定める事項（法律又は条例から抜粋）	<p>犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱</li> <li>○前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</li> </ul>	<p>犯罪被害者等支援推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○犯罪被害者等支援に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向</li> <li>○前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</li> </ul>	<p>指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○犯罪被害者等支援に関する基本方針</li> <li>○犯罪被害者等支援に関する具体的施策</li> <li>○前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項</li> </ul>	<p>支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○犯罪被害者等支援に関する施策の基本的な考え方</li> <li>○犯罪被害者等支援に関する具体的な施策</li> <li>○前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項</li> </ul>
計画に掲げている基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること。</li> <li>2 個々の事情に応じて適切に行われること。</li> <li>3 途切れることなく行われること。</li> <li>4 国民の総意を形成しながら展開されること。</li> </ol>	<p>○基本目標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪等により壊された日常生活の早期回復</li> <li>2 犯罪被害者等を支える地域社会の形成</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇の保障</li> <li>2 被害の状況に応じた適切な支援</li> <li>3 切れ目のない支援の推進</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人としての尊厳の尊重 全ての犯罪被害者等が、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有していること。</li> <li>2 適切な支援と二次的被害への配慮 犯罪被害者等の置かれている状況に応じた適切な支援が実施されるほか、二次的被害への十分な配慮がなされること。</li> <li>3 途切れることのない支援 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、途切れることのない支援が提供されること。</li> <li>4 相互の連携・協力による支援 犯罪被害者等支援が、国、都、区市町村、民間支援団体等の相互の連携・協力の下に推進されること。</li> </ol>
施策の体系	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 損害回復・経済的支援等への取組 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 損害賠償の請求についての援助等</li> <li>(2) 給付金の支給に係る制度の充実等</li> <li>(3) 居住の安定</li> <li>(4) 雇用の安定</li> </ol> </li> <li>2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供</li> <li>(2) 安全の確保</li> <li>(3) 保護、捜査、公判等の過程における配慮等</li> </ol> </li> <li>3 刑事手続への関与拡充への取組 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等</li> </ol> </li> <li>4 支援等のための体制整備への取組 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 相談及び情報の提供等</li> <li>(2) 調査研究の推進等</li> <li>(3) 民間の団体に対する援助</li> </ol> </li> <li>5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 国民の理解の増進</li> </ol> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合的支援体制の整備と支援関係機関との連携 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 総合支援体制の充実</li> <li>(2) 地域における支援体制の充実</li> <li>(3) 支援関係機関との連携強化</li> </ol> </li> <li>2 日常生活回復に向けたきめ細かな支援の提供 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 経済的負担の軽減</li> <li>(2) 法律問題の解決への支援</li> <li>(3) 日常生活の支援</li> <li>(4) 心身に受けた影響からの回復</li> <li>(5) 一時的な住居の提供等</li> </ol> </li> <li>3 県民・事業者の理解の促進 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 県民・事業者の理解の促進</li> </ol> </li> <li>4 犯罪被害者等を支える人材の育成 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 犯罪被害者等を支える人材の育成</li> </ol> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 支援のための体制整備への取組 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 推進体制の整備</li> <li>(2) 相談・情報提供体制の充実</li> <li>(3) 支援従事者の育成</li> <li>(4) 民間支援団体に関する援助</li> </ol> </li> <li>2 損害回復・経済的支援等への取組 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 日常生活の支援</li> <li>(2) 居住の安定</li> <li>(3) 雇用の安定</li> <li>(4) 経済的な助成に関する情報の提供等</li> </ol> </li> <li>3 精神的・身体的被害の回復、再被害の防止等 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保健医療サービス・福祉医療サービスの充実等</li> <li>(2) 安全の確保</li> </ol> </li> <li>4 県民の理解の増進と配慮・協力確保への取組 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 広報・啓発</li> </ol> </li> </ol>	<p>基本的な方向Ⅰ 犯罪被害者等が安心して暮らすことができる支援の提供</p> <p>施策の柱1 総合支援体制の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合的な支援体制の整備</li> <li>2 区市町村における支援体制の充実に向けた取組</li> <li>3 緊急支援体制の整備</li> </ol> <p>施策の柱2 相談体制・情報提供の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 東京都総合相談窓口における取組の充実・強化</li> <li>2 性犯罪等被害者支援の取組の充実・強化</li> <li>3 犯罪被害者等への情報提供の充実</li> <li>4 配偶者暴力・児童虐待等被害者に対する支援</li> </ol> <p>施策の柱3 早期回復・生活再建に向けた支援</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 経済的負担の軽減</li> <li>2 精神的支援の充実</li> <li>3 日常生活への復帰支援</li> <li>4 二次的被害・再被害の防止に向けた取組</li> </ol> <p>基本的な方向Ⅱ 犯罪被害者等を支える社会の形成</p> <p>施策の柱4 都民の理解の増進</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 都民の理解の増進</li> </ol> <p>施策の柱5 人材の育成と民間支援団体への支援</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪被害者等支援に係る人材の育成・専門性向上</li> <li>2 民間支援団体の活動支援</li> <li>3 個人情報管理の徹底に向けた取組</li> </ol>

国・他の都道府県における犯罪被害者等支援に関する計画の概要（2/2）

策定の主体	青森県	徳島県	香川県	熊本県
条例施行時期	令和元年12月	令和3年4月	令和3年4月	令和2年12月
計画の名称	青森県犯罪被害者等支援推進計画	徳島県犯罪被害者等支援推進計画	香川県犯罪被害者等支援に関する指針	熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針（第4次）
計画策定時期	令和3年3月	令和3年4月	令和3年4月	令和3年4月
計画の期間	令和3年度～令和7年度（5年） 必要に応じて見直し	令和3年度～令和7年度（5年） 必要に応じて見直し	（記述なし）	令和3年度～令和7年度（5年） 必要に応じて見直し
条例に掲げている基本理念	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。</li> <li>2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次被害が生ずることのないよう十分配慮して行われなければならない。</li> <li>3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから安心して暮らすことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。</li> <li>4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者が相互に連携し、及び協力して行われなければならない。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。</li> <li>2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、再被害及び二次被害が生ずることのないよう十分配慮して行われなければならない。</li> <li>3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、被害を受けた直後から必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。</li> <li>4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者がそれぞれに担う役割を互いに理解し、相互に連携して推進されるよう行われなければならない。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。</li> <li>2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の特性及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次被害が生じることのないよう十分配慮して推進されなければならない。</li> <li>3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。</li> <li>4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。</li> <li>2 犯罪被害者等支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。</li> <li>3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、安心して暮らすことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。</li> </ol>
条例上、計画又は指針で定めるとされている事項	<p>推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○犯罪被害者等支援に関する<u>施策の方向</u></li> <li>○その他<u>犯罪被害者等支援に関する施策の推進のために必要な事項</u></li> </ul>	<p>推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○犯罪被害者等支援に関する<u>基本方針</u></li> <li>○犯罪被害者等支援のための<u>具体的な施策</u></li> <li>○前二号に掲げるもののほか、<u>犯罪被害者等支援に関する施策の推進のために必要な事項</u></li> </ul>	<p>指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○犯罪被害者等支援に関する<u>基本方針</u></li> <li>○犯罪被害者等支援に関する<u>施策</u></li> <li>○前2号に掲げるもののほか、<u>犯罪被害者等支援を推進するために必要な事項</u></li> </ul>	<p>支援指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○犯罪被害者等支援に関する<u>基本方針</u></li> <li>○犯罪被害者等支援に関する<u>具体的な施策</u></li> <li>○その他<u>犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項</u></li> </ul>
計画に掲げている基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること</li> <li>2 個々の事情に応じて施策が適切に行われるとともに、二次被害に十分配慮すること</li> <li>3 必要な支援が途切れることなく行われること</li> <li>4 国、県、市町村、民間支援団体等が相互に連携・協力すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 支援体制の整備・充実 国、県、市町村、民間支援団体等が役割を互いに理解し相互に連携して支援を行える体制を構築</li> <li>2 直接的施策の充実 犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び生活の再建を支援</li> <li>3 県民等への理解促進 県民や事業者等が、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性を理解するとともに、再被害や二次被害についても理解を深め、共に支え合える社会の実現を目指す</li> </ol>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 日常生活の回復に向けた支援</li> <li>2 県民の理解の増進</li> <li>3 支援体制の充実・整備</li> </ol>
施策の体系	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 損害回復経済的支援等 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 損害賠償の請求に関する情報の提供等</li> <li>(2) 経済的な助成に関する情報の提供等</li> <li>(3) 居住の安定</li> <li>(4) 雇用の安定</li> </ol> </li> <li>2 精神的身体的被害の回復防止 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供</li> <li>(2) 安全の確保</li> <li>(3) 保護又は捜査の過程における配慮等</li> </ol> </li> <li>3 刑事手続への関与拡充 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供</li> </ol> </li> <li>4 支援等のための体制整備 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 相談及び情報の提供等</li> <li>(2) 人材の育成等</li> <li>(3) 民間支援団体の活動の促進</li> </ol> </li> <li>5 県民の理解の増進と配慮協力の確保 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 県民等の理解の増進等</li> </ol> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 支援体制の整備・充実 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 総合的な支援体制の確立</li> <li>(2) 相談及び情報の提供等</li> <li>(3) 犯罪被害者等の支援に係る人材の育成</li> <li>(4) 民間支援団体の活動の促進</li> <li>(5) 個人情報適切な管理</li> </ol> </li> <li>2 直接的施策の充実 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 経済的負担の軽減</li> <li>(2) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供</li> <li>(3) 安全の確保</li> <li>(4) 居住の安定</li> <li>(5) 雇用の安定</li> </ol> </li> <li>3 県民等への理解促進 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 県民等の理解の増進</li> </ol> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 損害回復・経済的支援等への取組み <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 損害賠償の請求についての援助等</li> <li>(2) 給付金の支給に係る制度の充実等</li> <li>(3) 居住の安定</li> <li>(4) 雇用の安定</li> </ol> </li> <li>2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組み <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供</li> <li>(2) 安全の確保</li> <li>(3) 保護、捜査、公判等の過程における配慮等</li> </ol> </li> <li>3 刑事手続への関与拡充への取組み <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等</li> </ol> </li> <li>4 支援等のための体制整備への取組み <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 相談及び情報の提供等</li> <li>(2) 民間の団体に対する援助</li> <li>(3) 人材の育成</li> </ol> </li> <li>5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組み <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 県民の理解の増進</li> </ol> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 日常生活の回復に向けた支援 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 相談及び情報の提供</li> <li>(2) 損害賠償の請求に関する情報の提供</li> <li>(3) 経済的負担の軽減</li> <li>(4) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供</li> <li>(5) 安全の確保</li> <li>(6) 居住の安定</li> <li>(7) 雇用の安定</li> <li>(8) 刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供</li> <li>(9) 保護又は捜査の過程における配慮</li> <li>(10) 未成年者への配慮</li> </ol> </li> <li>2 県民の理解の増進 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 県民の理解の増進</li> </ol> </li> <li>3 支援体制の充実・整備 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 人材の育成</li> <li>(2) 民間支援団体による活動の促進</li> <li>(3) 犯罪被害者等支援の推進体制等</li> </ol> </li> </ol>